

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第三号

平成二十八年  
二月九日

火曜日

## 目次

### 規則

○山梨県重度心身障害者医療費貸与規則の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第二号

山梨県重度心身障害者医療費貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年二月九日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県重度心身障害者医療費貸与規則の一部を改正する規則

山梨県重度心身障害者医療費貸与規則(平成二十六年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「掲げる者」の下に「(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。)」を加える。

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第二条第一号の規定は、この規則の施行の日以後の診療等(山梨県重度心身障害者医療費貸与規則第二条第二号に規定する診療等をいう。以下同じ。)に係る資金の貸与について適用し、同日前の診療等に係る資金の貸与については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番